

掛川市規則第16号

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月28日

掛川市長

(別紙)

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年掛川市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

第15条第1項第1号中「翌月の末日」を「翌月の21日」に、「当該末日」を「当該21日」に改め、同項第2号中「その月の末日」を「その月の21日」に、「当該末日」を「当該21日」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 幼児教育士（掛川市立幼稚園及び幼保連携型認定こども園に勤務する者に限る。）に係る令和4年2月分及び3月分の給与の上限号給は、第3条第1項の規定にかかわらず1級42号給とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員の初任給及び上限号給基準表

職 種	初任給	上限号給
一般事務、図書館司書、交通事故相談員、給食配膳員	1級1号給	1級15号給
給食員	1級13号給	1級27号給
幼児教育指導主事	1級37号給	1級51号給
幼児教育士、発達相談員、言葉の教室指導員、就労支援員、外国人支援員、准看護師、家庭児童相談員、SE	1級22号給	1級40号給
掛川市立幼稚園及び幼保連携型認定こども園に勤務する幼児教育士	1級26号	1級44号給
幼児教育士 （担任1年目）	1級27号給	1級27号給
幼児教育士 （担任2年目以降）	2級1号給	2級15号給
業務員	1級28号給	1級42号給
保健師、看護師、介護支援専門員、消費生活相談員、助産師、子ども未来コーディネーター、小学校外国語活動支援員、特別支援	1級46号給	1級64号給

介助士、介護認定調査員、急患診療所看護師、発達相談専門員		
外国人児童生徒支援員	1 級65号給	1 級79号給
その他特殊な技能、経験等を要する職	1 級16号給	1 級30号給

備考

給与条例別表第1の職務の級及び号給に示される給料月額とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。